

建築物の安全確保のための体制の整備事業 を行う事業者の募集についての公示

令和 7 年 3 月 26 日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、建築物の安全確保のための体制の整備事業の事業主体の募集について公示します。

※本事業は、令和 7 年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業主体の採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

1 事業概要

(1) 事業名

建築物の安全確保のための体制の整備事業

(2) 事業目的

本事業は、建築確認が行われた建築物に対して構造関連基準等への適合性を検証する主体を支援することにより、建築物の安全性の確保を図るとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく大臣認定を受けた防耐火構造等及び建築材料等の大臣認定仕様の適合性確認や性能確認等を実施する主体を支援することにより、市場において用いられている防耐火構造等及び建築材料等の品質と建築物の安全性を確保することを目的とする。

(3) 事業内容

補助金交付候補者は、次の i、ii、iii の事業毎に選定するため、提案書は事業毎に作成するものとする。

i. 建築基準関係規定の適確な運用のための体制の整備

① 建築確認を受けた建築物の構造関係規定への適合を検証する以下の事業。

- イ) 国との協議により抽出した建築物の構造再計算等による構造関係規定の運用の検証、構造関係規定の運用に係る課題の整理及びそれらの成果を一般化した留意事項の作成とその普及

- ロ) 国又は特定行政庁等が選定した違反建築物等の構造再計算による検証、是正方針等への助言、妥当性の判定その他の技術的支援
- ハ) 国等が抽出した建築物の建築確認又は構造計算適合性判定に係る図書及び書類の再確認による構造関係規定への適合性の検証及び令和5年度・令和6年度に実施されたサンプル調査事業にて国に報告された構造関係規定への適合性の検証結果及び、令和7年度の成果を一般化した留意事項の作成のための基礎資料の作成

② 建築確認を受けた建築物の防火・避難等関係規定への適合性を検証する以下の事業。

- イ) 国との協議により抽出した建築物の建築確認に係る図書及び書類の再確認による防火・避難等関係規定（耐火性能検証法・防火区画検証法・避難安全検証法によるものを含む。）への適合性の検証、防火・避難等関係規定に対する理解度の分析及びそれらの成果を一般化した留意事項の作成とその普及
- ロ) 令和元年度から令和6年度に実施されたサンプル調査事業にて国に報告された防火・避難等関係規定に係る課題に対する設計者向け留意事項の作成とその普及

ii. 防耐火構造等の品質確保のための体制の整備

建築基準法に基づく大臣認定を取得した防耐火構造等について行う以下の事業。

- イ) 試験・調査等による仕様等の確認（試験・調査等のための試験体の調達又は製作を含む。）
- ロ) 大臣認定等に係る情報の収集・整理、調査結果の分析及び課題等の整理

iii. 建築材料等に関するサンプル調査

建築基準法に基づく大臣認定を取得した建築材料等について行う以下の事業。

- イ) 試験・調査等による仕様等の確認（試験・調査等のための試験体の調達又は製作を含む。）
- ロ) 生産現場等における検査・品質管理体制等の確認
- ハ) 大臣認定等に係る情報の収集・整理、調査結果の分析及び課題等の整理

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおり予定している。

事業期間：令和7年4月下旬 ～ 令和8年3月13日

2 応募者の要件

次の(1)から(4)までの全てを満たす法人。ただし、(2)については上記 i、ii、iii の事業

のうち、提案を行う事業に係る要件に限る。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- i. 建築基準関係規定の適確な運用のための体制の整備に係る要件は以下のとおり。
 - ・建築基準法の内容を熟知し、技術能力を有する体制を確保できる等、事業を的確に遂行する能力を有すること。
- ii. 防耐火構造等の品質確保のための体制の整備に係る要件は以下のとおり。
 - ・大臣認定を取得した防耐火構造等について、試験（防耐火構造等に関する建築基準法第 68 条の 25 第 2 項の規定による評価に係る試験と同等の試験とする。）・調査等による仕様等の確認（試験・調査等のための試験体の調達又は製作を含む。）を実施できる体制を準備できること。
 - ・配置予定技術者として、防耐火構造等に関する建築基準法第 68 条の 25 第 2 項の規定による評価その他これに類する業務に携わった経験のある技術者を少なくとも 2 名以上配置すること。
 - ・配置予定技術者の中から管理技術者（事業主体に所属し、本事業に係る業務を管理・監督するものとする。）を 1 名配置すること。
- iii. 建築材料等に関するサンプル調査に係る要件は以下のとおり。
 - ・大臣認定を取得した建築材料等について、試験（建築材料等に関する建築基準法第 68 条の 25 第 2 項の規定による評価に係る試験と同等の試験とする。）・調査等による仕様等の確認（試験・調査等のための試験体の調達又は製作を含む。）及び生産現場等における検査・品質管理体制等の確認を実施できる体制を準備できること。
 - ・配置予定技術者として、建築材料等に関する建築基準法第 68 条の 25 第 2 項の規定による評価その他これに類する業務に携わった経験のある技術者を少なくとも 2 名以上配置すること。
 - ・配置予定技術者の中から管理技術者（事業主体に所属し、本事業に係る業務を管理・監督するものとする。）を 1 名配置すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ・本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。

- (4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

i. 建築基準関係規定の適確な運用のための体制の整備

国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室検査係

電 話 03-5253-8111 (内線: 39-565)

メール hqt-anchou@gxb.mlit.go.jp

ii. 防耐火構造等の品質確保のための体制の整備

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付認定班

電 話 03-5253-8111 (内線: 39-547)

メール ishizuka-m2h4@mlit.go.jp

iii. 建築材料等に関するサンプル調査

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付認定班

電 話 03-5253-8111 (内線: 39-547)

メール ishizuka-m2h4@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期 間: 令和7年3月26日から令和7年4月9日まで

②場 所: 上記担当部局

③方 法: 電子メールによる送付又は上記担当部局にて紙媒体の手交

※説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当部局まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期 限: 令和7年4月9日18時00分まで

②場 所: 上記担当部局

③方 法:

○郵送の場合

上記担当部局へ3部郵送する(書留郵便に限る。)

○電子メールの場合

上記担当部局へ1部送付する。

・送付後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。

・申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「(応募申請)建築物の安全確保のための体制の整備事業」とすること。また、本メールを交付年度終了後5

年間保存すること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Just System 一太郎」「Adobe Acrobat」
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4 補助金交付候補者の選定方法

説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、提案者に対しヒアリングを実施することができるものとする。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書が無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。
なお、返却を希望しない場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。